

ごみの野外焼却は 禁止されています

野外でごみを燃やすことで、苦情が多数寄せられています。

ごみの野外焼却は、一部を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止され、刑事罰の対象となることもあります。

例外として認められている場合

この場合でも、生活環境への配慮をしてください。

◆農林業者が生業を営むためのやむを得ない焼却（焼き畑など）

◆たき火その他日常生活を営む上で軽微なもの（◇落ち葉焚き◇キャンプファイヤー など）

◆風俗習慣などでの焼却（◇正月のしめ縄◇門松 など）

◆国などが行う河川敷などでの草焼き

◆災害などでの焼却
簡易焼却炉やドラム缶などは、焼却設備の構造などの基準を満たしておらず、有害物質が発生する恐れがあるため、野外焼却はできません。

※これら以外の場合は、生活環境を守るため、ごみは自分で焼却せず適正に処分しましょう。

●問い合わせ先

循環型社会推進課生活環境・最終処分場担当
☎(580)1887

緩衝材付きの ダンボールは 古紙回収倉庫に 入れないで

大型家電が入っている箱などで、発泡スチロールやスポンジなどの緩衝材を接着してあるダンボールは、リサイクルできません。公民館などにある古紙回収倉庫には入れないでください。

古紙回収倉庫に入れる場合は、緩衝材とダンボールを分離し、ダンボールのみを入れてください。

外した発泡スチロールやスポンジなどと、分別できず緩衝材が付いたままのダンボールは、もえるごみとして捨ててください。

●問い合わせ先

循環型社会推進課生活環境・最終処分場担当
☎(580)1889

事業所ごみの減量と ルールの確認

ルールを守って

事業所ごみは法律により、自己処理が原則となっています。

自己処理ができない一般廃棄物は、市が許可した地区担当の収集業者に依頼するか、処理施設に直接持ち込んでください。

※産業廃棄物は、専門の処理業者に依頼してください。

ごみを削減するために

資源物としてリサイクルすることで、ごみを減らせます。

ごみ減量指導員が市内事業所を訪問し、資源としてリサイクルできるものや処理方法について説明します。分からないことは、気軽に質問してください。

●古紙のリサイクル方法

古紙回収業者に引き取りを依頼してください。ごみ減量指導員が訪問の際に、無料回収業者を紹介しています。

回収には、事前の登録が必要で、循環型社会推進課に問い合わせてください。

※シュレッダーにかけた紙も回収します。

●分別方法

雑がみ・新聞紙・雑誌・ダンボール・OA用紙・シュレッダーにかけた紙などに分けて出してください。※濡れている紙は出せません。

事業所ごみを家庭用ごみ袋に入れて出すことはできません

個人事業者で、自宅と事務所や店舗が併設されている場合、自宅から出たごみと事務所や店舗から出たごみを併せて、家庭ごみとして出されていることがあります。

事業所ごみは、家庭ごみと分け、処理施設に直接持ち込むか、地区担当の収集業者に収集を依頼し、事業所用ごみ袋で出してください。

●収集業者

- (有)大野城美掃 ☎(503)6166
- (有)クリーンみかさ ☎(575)2789
- (株)大野環境 ☎(586)3020

●問い合わせ先

循環型社会推進課ゼロカーボン推進担当 ☎(580)1886